



## 災害に便乗した 悪質商法に注意!!

地震・大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

訪問してきた工業者に、「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われたり、特に「火災保険を使って住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する手口について相談が寄せられています。また、義援金詐欺の事例も報告されています。十分注意してください。



### ～だまされない心得～

勧誘されてもその場ですぐに契約しない!

保険金を使えるか、加入先の保険会社・保険代理店に相談する。

公的機関が、電話や訪問で義援金を求めることはない。

**災害発生地域以外も狙われるケロ!**

頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してケロ! 困った時は、

**消費者「ホットライン188 (いやや)」に相談してケロ!**



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

相談増!

# 「アナログ戻し」勧誘に注意!!

必要のない「サポート契約」を結んでいた!

光回線からアナログ回線に戻すと、電話料金が安くなりますよ。手続きは自分で簡単にできるので、お手伝いしますよ。



「アナログ戻し」とは、インターネット接続で使う光回線から、アナログ回線に戻すこと。

子ども達も独立してインターネットを使わなくなったし、ちょうどよかった! お願いします。



「アナログ戻し」の手続きは自分でできます。NTTに問い合わせましょう。

後日請求書が届き…

「アナログ戻し」の手数料4万円と、「生活費削減サポート」月額5千円?



「契約書」面倒だから読まなかった!

契約書に書いてありますよ。「生活費を削減するためのサポート」の契約を結んでいます。電話代、安くなったでしょ? よかったですね。



## 意図しない契約をしないように、しっかり確認しましょう!

- 契約する前に、契約相手、契約内容を確認しましょう。(不要な契約ではないか?)
- 契約書等もらった書類の内容をすぐに確認しましょう。(絶対に放置しない!)
- 電話勧誘や訪問販売で契約をした場合、契約書面をもらった日から8日間以内であれば、クーリング・オフ(無条件の契約解除)ができる場合があります。
- 困ったときはすぐに消費生活センターに相談を!! (消費者ホットライン 188)

### 9月・10月の消費生活法律相談日

- 9月11日(水)
- 10月9日(水)

午後1時30分から  
午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。相談時間はお一人様30分です。事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

### 庄内消費生活センター

〒997-1392  
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1  
(山形県庄内総合支庁内)  
《相談受付》午前9時~午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》0235-66-5451

「消費者ホットライン188」も  
ご利用ください

ホームページはこちらから→

